（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　第十一条の規定により指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（新設）
3　（略）	3　（略）
第四条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。	**第四条の二**　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。
2　（略）	2　（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第六号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号及び第六号を除く。）を添付しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　第十一条第一号の規定に該当して指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	（新設）
3　（略）	3　（略）